211

質問第二一一号

フィブリノゲン投与患者への告知等に関する質問主意書

提出者

山 井

和

則

フィブリノゲン投与患者への告知等に関する質問主意書

薬害肝炎の感染源として問題となっているフィブリノゲンの患者への投与事実の告知についてお聞きす

る。

二 フィブリノゲンが納入された七○○○医療機関への、フィブリノゲン投与患者など個人情報特定のため ら、 なっているのに対し、 が大きく乖離している。厚生労働省調査では、 の差異はなぜ生じたと考えているか。調査手法に問題があったということか。改めて調査するとしたらど のカルテ等保存の有無に関する、 たと言っているが、実は、クリスマシンは既に告知していたわけであり、 二〇〇二年にフィブリノゲンの患者には告知しなかったのか。当時の担当者は、 クリスマシンは二○○一年に患者に(島田班による調査報告を受けての)告知をしていたのに、 数が多く、大変な問題になると思い、必要性がわかっていながらも、 九州弁護団調査では二十二件が「カルテ等あり」となっている。こうした調査結果 厚生労働省の調査結果と薬害肝炎弁護団 九州において二六一医療機関中すべて「カルテ等なし」と フィブリノゲン患者に告知した 告知しなかったのではな (以下、 個別告知まで考えなかっ 弁護団) の調査は 41 結果と か。

_

ういった調査をすべきと考えているか。

 \equiv 弁護団の調査によると、フィブリノゲンが納入された大阪市立大学附属病院は二○○四年の調査時点で

は大正時代以降のカルテ等を保存していたにもかかわらず、その後にカルテ等の廃棄を続けて今では一九

八七年以降のものしか保存されていないという。厚生労働省はどのような指示を出し、または出さなかっ

たのか。 同指示を出した理由、出さなかった理由についてもお教えいただきたい。

右質問する。